

災害時におけるキッチンカーによる 物資の供給等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と一般社団法人日本キッチンカー経営審議会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、避難所等における必要な物資の供給に関する協力（以下「物資供給」という。）に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時等において、甲の要請により乙が実施する物資供給について、必要な事項を定める。

（物資供給の要請）

第2条 甲は、乙による物資供給が必要になったときは、要請書（第1号様式）により、物資供給を乙に対し要請できるものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は乙に口頭、電話等により要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、甲から要請があったときは、物資供給の実施の可否を速やかに回答するものとする。

（物資供給の内容）

第3条 前条第1項の規定により甲が乙に対して要請を行う物資の範囲は、次に掲げる事項の実施に要する物資のうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

- （1）甲が開設した避難所におけるキッチンカー等による炊き出しの実施
- （2）避難所開設が困難な地域におけるキッチンカー等による炊き出しの実施
- （3）その他、甲乙協議のうえ、決定した物資

2 乙が前項規定に基づき供給する物資の内容は、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に規定する特定原材料及び食品表示基準について（平成27年消食表第139号）に規定する特定原材料に準ずるものについて、表示又は利用者への通知等を行い、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

（物資供給の実施）

第4条 乙は、第2条第1項の規定により甲から物資供給の要請を受けたときは、可能な限り速やかに、物資供給の実施に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に基づき物資供給を実施したときは、実施状況報告書（第2号様式）により、実施状況を甲に報告するものとする。

（物資の提供場所）

第5条 物資供給を実施する場所は、原則として避難所とする。ただし、状況に応じて、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(指揮命令)

第6条 キッチンカー等の活動場所は、甲が指示する。

2 乙は、甲の指示に基づき活動場所におけるキッチンカーの台数の調整等を実施する。

3 甲は避難所のニーズに合わせて乙に供給する物資の内容等を指示する。

4 甲及び乙は、キッチンカー等による物資を避難所に広く平等に供給するよう努めるものとする。

5 甲及び乙は、物資供給に必要な情報を収集し、相互に情報を共有する。

(費用の負担)

第7条 乙が実施する物資供給に要した費用については、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、原則として甲が負担するものとする。

2 乙が実施する物資供給に伴う移動に係る費用は、乙が負担する。

(事故の報告)

第8条 乙は、物資供給の実施において事故があったときは、電話及び文書により速やかに甲に報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資供給の実施について甲及び乙に生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 乙は、物資供給の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(損害補償)

第10条 本協定に基づき、乙が実施する物資供給に従事した者(以下「従事者」という。)が物資供給の実施において負傷し、罹患し、又は死亡した場合は、当該従事者を使用した乙の責任において、その補償を行うものとする。ただし、当該負傷、罹患又は死亡の原因が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(訓練等への参加)

第11条 乙は、甲が実施する訓練等へ参加するよう努めるものとする。

(個人情報の保護)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく物資供給に関して、活動上知り得た個人情報を外部に漏らしてはならない。本協定の終了後も同様とする。

(連絡担当者の指定)

第13条 物資供給の要請の手続を円滑に行うため、甲及び乙は、連絡担当者を定め、相互に連絡担当者届(第3号様式)により報告するものとする。

2 甲及び乙は、連絡担当者に変更があった場合には、その都度文書で報告するものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期限は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙のいずれかが別段の意思表示をしないときは、本協定を更に1年延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲と乙それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年9月17日

東京都江戸川区中央一丁目4番1号

甲 江戸川区

江戸川区長 齊藤 猛

東京都千代田区平河町一丁目7番5号ヴィラロイヤル平河802

乙 一般社団法人日本キッチンカー経営審議会

理事長 山口 純司